

## 消費税増税はストップ、 雇用を改善しろ!!

参院選後の最初の通常国会が15日開催される。1日、安倍首相が消費税増税を決断。来年4月1日より消費税5%を8%に引き上げる。

増税で国民は8兆円の負担、一方、法人税の減税などで5兆円を経済対策に回す。つまり庶民が負担する増税額分を大企業へ5兆円もの経済対策(企業向け減税や補正予算、復興法人税の1年前倒しなど)を施すということだ。

消費税の理念変質「事実上、消費税増税で浮いたお金を法人減税に回したとみることもできる」(朝日新聞10/2)と、選挙時には消費税増税賛成の立場のマスコミさえも一言いわざるを得ない様子だ。

通常国会、これだけではありません。原発再稼働と汚染水問題、TPP問題、改憲、社会保障改悪そして労働法制のさらなる改悪と、安倍暴走のオンパレードになりかねない状況である。

## 500人を土台にさらに前進を

CU東京は9月、500人へ到達しました。未組織の労働者は賃金未払い、解雇、パワハラなどで心配、不安、悩んでいます。地域の拠り所のユニオンとして、地域へ思い切っとうって出ましょう。差し伸べる手を待っている労働者はいます。支部の奮闘で一定の労働事案解決につなげています。

CU東京500人の組織を土台に、この秋大いに奮闘して、安倍政権の暴走を阻止するためにも地域での運動を盛り上げよう、そして沢山の地域に支部を広げ、労働者の拠り所をつくりあげて行きましょう。

## 東京地評第12回定期大会



安倍政権の暴走にストップをかけるために労働組合の役割が極めて重要なとき

となっています。9月23日の東京地評の定期大会はその意味からも東京のローカルセンターとしての存在が重視されています。

## 労働組合運動の正念場

憲法改悪

労働ピックバンなど安倍政権暴走阻止、賃金引き上げ・雇用の安定  
50万東京地評などの



大会に参加した争議団のみなさん

スローガンに示されるように、まさに労働組合運動の正念場とおもいました。

大会議案、それぞれの分野で重要な課題が提起され確認されました。そのなかで、地域労働運動の「中期構想」が確認されました。「地域における労働者センター」、地域住民や中小企業との共同を発展させることの意義が強調されていました。

そして地域組織活性化にむけた方針として、具体的な人・財政の課題に触れながら運動展開をしめています。

CU東京の活動上からも重要な提起と受け止めます。CU東京各支部もこれに応えてガンバッテいきましょう。

## 支部の活動

### ブラック企業アンケート活動

9月14日、渋谷区労連・CU渋谷支部は「あなたの企業はブラック企業？」ブラック企業実態調査を渋谷駅八公口で行いました。8人が参加、13人から実態を聞き取り、組合案内チラシ200枚を配布しました。

大勢の人が行き交う中、アンケート実施中の横断幕を掲げ、長時間過密労働、パワハラ・



セクハラなどブラック企業の広がりやアベノミクスの成長戦略で労働法制大改悪が

狙われていること。簡単なアンケートによるブラック度診断と悩みや問題をお聞かせくださいと訴えました。

調査では10代～60代以上の年代。20代は5人です。雇用の中身は派遣1人、他は正規の人。毎日12時間以上勤務、休みが取れない、サービス残業月60時間、パワハラなどです。しかし、いまの仕事を続けたい、何とか正規雇用を守りたいという雇用問題の実態が反映されていました。（渋谷支部ニュースより）

### 分会規定を追加 こうとう支部大会

9月21日、地域労組こうとう第5回定期大会が開催されました。この間の組織拡大がすすみ、組合員164人と最高の組合員数となつての大会です。分会も5つとなりました。大会はCU東京の平山副執行委員長、区労連の清水事務局長、東部法律事務所の西田弁護士、日本共産党都議会議員・あぜ上さんなど来賓も参加。活動報告・方針、財政報告など全ての議案が承認されました。分会が増えつ

つあり、分会に関する規定を今年度、新たに追加したことも承認されました。

【新役員】執行委員長 小倉一男、副執行委員長・清水啓子、中村元、新野芳雄(新)、書記長 川村好正、書記次長 薄井由貴江  
(こうとうニュースより)

### CU東京500人突破記念集会

と き2013年11月16日(土) 16:30～20:00

ところ 東京労働会館

第1部 記念講演(東京労働会館地下1階)

「地域労組の発展を求めて」(仮題)

講師 浅見和彦専修大学経済学部教授

第 部 レセプション・7階ラパスホール

## 労働者派遣制度を 逆戻りさせる改悪策動

政府の規制改革会議は4日、「日雇い派遣」の解禁など労働者派遣制度の全面的な規制緩和を求める意見書を発表。労働者派遣法は、「常用代替防止」(正規労働者を派遣労働者に置き換えてはいけない)を原則とし、派遣できる業務・期間を規制しています。

意見書は、「非正規労働者が4割近くになった現在、妥当ではない」と主張。「派遣労働の濫用防止」に転換し、全面的な規制緩和を進めるよう求めています。

### 「日雇い派遣」を解禁

原則としてどんな業務にも派遣できるようにし、派遣期間についても現行(原則1年最長3年)の上限を緩和するよう主張。昨年10月に施行されたばかりの改正派遣法についても、「日雇い派遣」の解禁 違法派遣があれば派遣先が派遣労働者に直接雇用の申し込みをしたとみなす制度の廃止 グループ企業内への派遣の規制見直し 派遣会社の「マージン(手数料)率 明示義務」の廃止などを要求。世論と運動に押されて、民主党政権下で不十分ながらもかるうじて盛り込まれた見直しを全面的に否定。「派遣濫用の防止」についても議論を進める方向です。旧自民政権時代に逆戻りの規制緩和です。(参考・しんぶん赤旗)